

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

快適な生活環境整備による自然豊かな魅力あふれるまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

垂井町

3 地域再生計画の区域

岐阜県不破郡垂井町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

垂井町は、岐阜県の南西部に位置し、人口 27,417 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）、面積 57.09 平方キロメートルを有している。全面積の約 60%が山林、残り約 40%が平坦地で形成されており、町のどこからでも目の前に山々と広い空が広がり、地名の由来となった「垂井の泉」など山からの豊富な伏流水により、水がきれいで町内のいくつかの地域ではホタルの生息も確認できる『水と自然』の豊かな町である。

4-2 地域の課題

町の総人口は、2000（平成 12）年まで増加傾向にあったが、2000 年の 28,935 人をピークとして減少局面に入っており、社人研の推計によれば、2040 年には 23,451 人、2060 年には 19,914 人程度まで人口減少することが見込まれている。

また、町の汚水処理人口普及率は 77.6%（H30 年度末）であり、全国平均 91.4%（H30 年度末）及び岐阜県内平均 92.4%（H30 年度末）を大きく下回り、汚水処理施設の整備が遅れている。そのためインフラの地域格差も生じており、汚水処理施設未普及の地域では河川などに未処理の生活雑排水が今もなお排出されており、水質の悪化をもたらす。『水と自然』の豊かさが大きな魅力の一つである町にとって、汚水処理施設の未普及は、移住・定住の推進やそれに資する自然豊かな魅力あふれるまちづくり、強いては人口減少問題に取り組む上での支障となるため、汚水処理施設の未普及の速やかな解消及び公共用水域の水質保全・向上が急務となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により公共下水道及び浄化槽の一体的な整備を推進することにより、特定の地域に限定されることなく効率的かつ効果的に速やかな汚水処理施設の整備を図り、未普及の解消及び公共用水域の水質保全・向上に大きく寄与するものである。またこれは町の最大の課題である人口減少抑制に資するまちへの新たな人の流れをつくるための移住・定住

施策に寄与するものでもある。

併せて自然環境の保全・保存活動の推進や汚水処理事業に係る普及・啓発などの関連事業に取り組むことで、政策効果を相互に高め、町総合計画のテーマの一つである『将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち』の実現と、「快適な生活環境整備による自然豊かな魅力あふれるまちづくり」を目指すものである。

(目標 1) 汚水処理施設の整備促進

・汚水処理人口普及率

78.6% (令和元年度) → 81.0% (令和 6 年度)

(目標 2) 公共用水域の水質保全・向上

・処理場放流水年間最大全窒素含有量

25mg/ℓ (令和元年度) → 15mg/ℓ (令和 6 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

垂井地区で施行している公共下水道事業は、平成 5 年度に事業着手し、平成 30 年度末時点において全体計画 993ha のうち約 577ha が整備済みである。

また、垂井町全域を対象とした既設集合排水処理地域を除く地域においては、2,050 世帯のうち、約 630 世帯が合併浄化槽設置済みである。

今後、更なる汚水処理施設の整備を推進するため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により公共下水道及び浄化槽の整備を一体的に行うとともに、町内河川や水辺の環境保全・向上に係る関連単独事業を実施することにより、インフラの地域格差や公共用水域の水質保全・向上を図り、もって自然と生活環境を守り、町民の衛生的で快適なうるおいのある生活を目指す。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

・公共下水道・・・平成 28 年 8 月に事業計画策定 (変更)

[事業主体]

・垂井町

[施設の種類]

・公共下水道

・浄化槽

[事業区域]

・公共下水道

垂井町垂井地区、府中地区、浄化センター

・浄化槽 (個人設置型)

垂井町の全域 (ただし、下水道事業認可区域、農業集落排水事業処理区域を除く)

[事業期間]

・公共下水道

令和 2 年度～令和 6 年度

- ・浄化槽（個人設置型） 令和2年度～令和6年度

[整備量]

- ・公共下水道 φ150～450 mm L=23,800 m
処理場（垂井町浄化センター） 1か所
- ・浄化槽（個人設置型） 100基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道 事業計画区域全域（整備済み区域除く）で2,440人
- ・浄化槽（個人設置型） 垂井町全域（ただし、下水道事業認可区域、農業集落排水事業処理区域除く）で300人

[事業費]

公共下水道

事業費

下水管渠	2,311,400千円	（うち、交付金	885,075千円）
処理場	1,733,600千円	（うち、交付金	925,980千円）
計	4,045,000千円	（うち、交付金	1,811,055千円）

浄化槽（個人設置型）

事業費

38,640千円（うち、交付金 12,880千円）

合計 事業費

4,083,640千円（うち、交付金 1,823,935千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
指標1 汚水処理施設の整備促進 汚水処理人口普及率2.4%の向上	78.6%	78.8%	79.1%	79.8%	80.4%	81.0%

毎年度終了後に垂井町が必要な整備状況調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

（政策間連携）

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、汚水処理施設の未普及を速やかに解消し、快適な生活環境の確保と水環境の保全による魅力あふれるまちづくりといった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「快適な生活環境整備による自然豊かな魅力あふれるまちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 河川水質検査事業（町単独事業）

内 容 河川水については10か所、井戸水については3か所選定し、毎年定期的に水質検査を実施する。

実施主体 垂井町

実施期間 毎年度

(2) 自然環境の保全・保存活動の推進（町単独事業）

内 容 垂井の泉保存会及び表佐ハリヨ保存会に対し、経費の一部を補助し、垂井の泉や水辺、湯壺等の良好な水資源・環境の保全・保存活動を推進する。

実施主体 垂井町

実施期間 毎年度

(3) 汚水処理事業の普及・啓発（町単独事業）

内 容 公共下水道事業については、面整備を計画的に進め、下水道未接続者に対し戸別訪問を行う等、接続率向上に努める。
また、快適な生活環境維持に向けた、合併浄化槽の位置付けや重要性などについて、周知、広報に努める。

実施主体 垂井町

実施期間 毎年度

(4) 移住・定住の推進（町単独事業）

内 容 首都圏及び地方都市へのタウンプロモーションの実施や移住相談会などへの出展を行うとともに、空き家バンクや移住者へのリフォーム補助金を実施し、移住・定住の推進を図る。

実施主体 垂井町

実施期間 毎年度

6 計画期間

令和2年度～令和6年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終

了後に垂井町が必要な調査を行い、速やかに現状把握と進捗状況を確認し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、中間評価、事後評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 (中間年度)	令和6年度 (最終目標)
目標1 汚水処理人口普及率	78.6%	79.8%	81.0%
目標2 処理場放流水年間最大 全窒素含有量	25mg/ℓ	25mg/ℓ	15mg/ℓ

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
汚水処理人口普及率	垂井町の自治会別人口データより算出
処理場放流水年間最大 全窒素含有量	浄化センター水質管理データにて確認

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（町ホームページ）により公表する。